

令和 4 年 9 月

保護者の皆様へ

枚方市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の陽性者に対する療養期間等の見直しについて

日頃は、枚方市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、大阪府教育庁から令和4年9月8日付で、陽性者の療養期間等の見直しについて通知がありました。

この度、本通知に基づき、市立小中学校においても、陽性者の療養期間等を下記のとおり、見直しを行います。

それに合わせて、陽性者の出席停止期間を変更いたします。

新型コロナウイルス感染症については、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。皆さまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 見直し後の陽性者の療養期間

陽性者の療養期間は、**有症状の場合は、発症日を0日として7日間を経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過するまで（無症状の場合は、検体採取日を0日として7日間）**。8日目から解除。

※ この変更は、令和4年9月7日（水）より適用となりますが、同日時点で既に陽性者となっている児童・生徒にも適用いたします。

2. 8日目から10日目までの間の感染対策

療養期間が終了した後も、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。

【問い合わせ先】枚方市教育委員会 学校教育部 教育支援室 学校支援課
電話 050-7105-8045（平日、午前9時～午後5時30分）